

休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路を 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」 に指定しました。(令和5年12月15日 指定)



【令和元年東日本台風時の状況】



(出典：利根川上流河川事務所)

指定の目的

休泊川流域では、令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生したことから、気候変動の影響等により頻発化・激甚化する水害に備えるため、国、県、市町、企業、住民等のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を進めています。このたび、休泊川流域を「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定し、水害に強いまちづくりを推進していきます。

特定都市河川に指定されると…

- ◆ 河川管理者等が行う浸水被害防止対策の効果を損なわないようにするため、開発等による流出雨水量の増加を抑制する対策が必要になります。
- ◆ 1,000㎡以上の雨水の浸透を阻害する行為は、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置等の対策工事が義務づけられます。

許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例

1. 「宅地等」^注 に行うための土地の形質の変更



2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



注)

「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

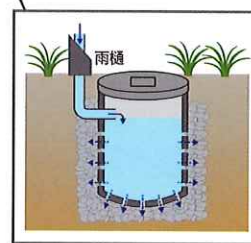
「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

(国土交通省ホームページより引用)

雨水貯留浸透施設の例

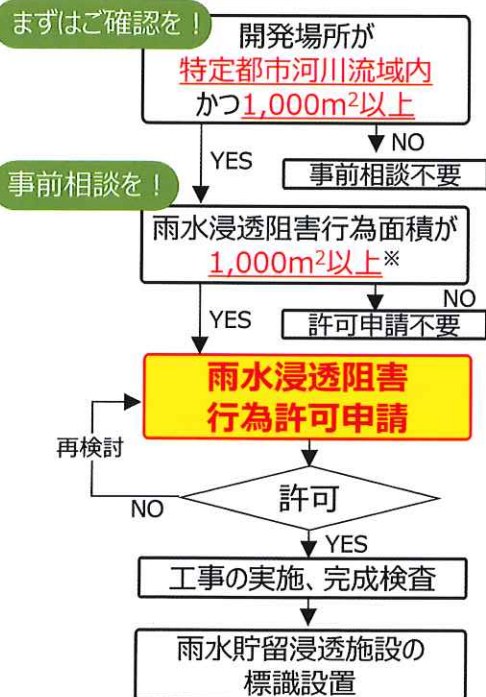


雨水浸透ます



雨水浸透ますイメージ

手続きフロー図



※既に着手している行為については、申請不要のケースもあります。
詳しくは右リンクからご確認ください！

<関連リンク>

詳細情報、最新情報については、群馬県HPをご覧ください。

- ▶ 流域治水、特定都市河川について
- ▶ 特定都市河川流域の指定範囲
- ▶ 雨水浸透阻害行為の許可申請（様式等）
- ▶ よくあるご質問（FAQ）

など

群馬県 流域治水



〈群馬県HP〉 <https://www.pref.gunma.jp/site/ryuikichisui/>

お問い合わせ先

群馬県 県土整備部 河川課 河川企画係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
電話：027-226-3617 FAX：027-224-1368

